

もし加害者になってしまったら・・・

あなたの誠意をカタチに、
火災共済が応援します。

もしものとき・・・お手頃な掛金でもうひとつの安心を！

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思いませんか？
もし、あなたが人身事故を起こしてしまったら…
人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任（誠意）についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。
万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが自動車事故費用共済です。

補償内容 * 1事故での支払合計額は、300万円が限度です。(特約を除く)

すべての共済金は、共済契約者にお支払いします。

	負傷者が契約者側の場合	負傷者が相手側の場合 (契約者側に多少でも過失がある場合に限る)
死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき(1事故につき)	300万円	共済契約者の経済的負担を補うため 合計 300万円 までの実費
後遺障害共済金 (1事故につき)	障害級別により 12～300万円	障害級別額を限度として実費を支給 12～300万円
入通院共済金 365日分(1人あたり)または300万円が限度(1事故につき)	入院日額 4,500円 通院日額 2,250円	左記の日額により算出した 合計 300万円 までの実費 入通院臨時費用共済金 3万円
特約		
対物事故共済金特約 自動車特約	1事故 30,000円 他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき(1共済期間内に1回)	1事故 30,000円 盗難・自然災害(地震・噴火・津波を除く)などにより3万円以上の被害が生じたとき(1共済期間内に1回)

* 共済掛金の払込が口座振替による場合、共済期間が満了する共済契約は、継続前の契約条件で自動更新します。

あなたが人身事故を起こしたとすると

お見舞いに行くなどして被害者に対する誠意を示さないと、示談交渉はスムーズに運びません。

★ 示談交渉までにとるべき措置としては

- 死亡事故の場合は相当の香典を持参して通夜、葬儀に出席し、その後の法事も欠かさぬよう心がけねばなりません。
- 傷害事故の場合は治療費を支払い、お見舞いを十分に行って、誠意のあることを態度で示すことが必要です。

★ 示談交渉をはじめる時期は

- 死亡事故の場合は四十九日の法要がすんだころ。
- 傷害事故では重傷の場合で入院していれば退院が間近なころ、軽傷であれば傷が治ったころが一般的です

必要な費用は

相手方が死亡した場合	相手方が入院した場合
香典供花料、葬儀費用 あなたの喪失利益 諸費用	お見舞いの費用として 菓子、果物、生花代、 療養雑費、交通費等が 必要となります。

相手への誠意として香典、葬儀費用、お見舞い費用、療養の雑費また契約者自身の喪失利益、交通費などいろいろ自己出費がかさみます。


(営業車両は加入できません)

車種別共済掛金	ナンバー	年払共済掛金	車種別共済掛金	ナンバー	年払共済掛金
自家用普通乗用自動車	3・5	10,000円	自家用普通貨物自動車(2超)	1	17,500円
自家用軽乗用自動車	5	5,500円	自家用普通貨物自動車(2以下)	1	14,500円
自家用軽貨物自動車	4	5,500円	自家用小型貨物自動車	4	10,000円
対物事故共済金特約	上記年払共済掛金に含まれています。		車両事故共済金特約	共済掛金が別途必要 2,100円	

こんな時こんなお支払いをします。

追突事故を起こして

- * 相手2名(運転者と同乗者)がそれぞれ10日入院した。
- * 相手の車両に20,000円以上の損害があった。
- * 自分の車両に30,000円以上の損害があった。




対物事故共済金	30,000円	合計 60,000円を契約者に定額払い
車両事故共済金	30,000円	
相手側の傷害	90,000円	4,500円×10日×2名

相手の傷害については、90,000円を限度として負担した実費を契約者にお支払い。(入通院臨時費用30,000円を含む)

自分が追突されて

- * 契約者に過失がない場合
- * 自分が20日通院、相手1名(運転手)が死亡した。



契約者側の傷害	45,000円	2,250円×20日	契約者に定額払い
相手側の傷害	お支払いできません		

契約者に過失が無い場合は、負担する実費が発生しません

歩行者を跳ねて死亡事故を起こした


- * 相手が死亡した。



死亡事故共済金として3,000,000円を支払い限度として負担した実費を契約者にお支払い。(死亡臨時費用300,000円含む)

出会い頭の事故を起こして

- * 相手1名(運転者)が30日、自分が20日通院した。
- * 相手の車両に20,000円以上の損害があった。
- * 自分の車両に30,000円以上の損害があった。




契約者側の傷害	45,000円	2,250円×20日	合計 105,000円を契約者に定額払い
対物事故共済金	30,000円		
車両事故共済金	30,000円		
相手側の傷害	67,500円	2,250円×30日	

相手の傷害については、67,500円を限度として負担した実費を契約者にお支払い。(入通院臨時費用30,000円を含む)

自損事故を起こして

- * 電柱やガードレールを壊し20,000円以上の損害があった。
- * 自分の車両に30,000円以上の損害があった。



対物事故共済金	30,000円	合計 60,000円を契約者に定額払い
車両事故共済金	30,000円	

契約車両があてにげされた

- * あてにげされ自分の車両に30,000円以上の損害があった。



車両事故共済金 30,000円を契約者に定額払い

この制度の特色

- ① 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。
- ② お支払いは迅速です。必要な費用…香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞いなどの出費にお役立ていただけます。
- ③ 事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。
- ④ 自賠責保険及び任意保険の支払いに関係なく支払います。
- ⑤ 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。